

出 資 法 人 の 概 要 調 書

名 称	一般財団法人 静岡県労働福祉事業協会
代 表 者	理事長 碓谷明正
所 在 地	静岡県 静岡市葵区黒金町5番地の1 電話番号 054-221-6250
設 立 年 月 日	昭和37年7月28日
県 の 所 管 課 名	静岡県経済産業部産業人材課（労働政策班）電話番号 054-221-2817
設 立 目 的	県民、主として県内の勤労者及びその家族に対し総合的な福祉事業を行い、もって県民福祉の増進に寄与することを目的とする。（定款 第3条）
主 要 事 業	① 中小企業従業員いこいの家の管理運営に関する事業 ② 講演会、研修会等県民の文化教養に資する事業 ③ 健康教室等県民の健康維持増進に資する事業 ④ その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業
資本金又は基本金	2,198,783 千円（令和8年3月31日現在）
出資又は出捐金の内訳・割合	静岡県出捐金 2,193,741 千円（99.8%） その他 5,042 千円（0.2%）
役員の職・氏名	別紙のとおり
摘 要	

別紙

役員名簿

(令和8年6月23日現在)

役職名	氏名	所属
理事長	礪谷 明正	社会福祉法人沼津市社会福祉協議会会長
専務理事	垣内 俊一	(一財) 静岡県労働者福祉事業協会専務理事
理事	福田 和明	(一社) 静岡県労働者福祉協議会専務理事
//	窪田 賢一	静岡県商工会連合会専務理事
//	今泉 竜	日本労働組合総連合会静岡県連合会 事務局長
監事	吉田 謙二	静岡県商工会連合会事務局長
//	田島 攝規	公認会計士
評議員	中西 清文	(一社) 静岡県労働者福祉協議会理事長
//	佐塚 一弘	静岡県中小企業団体中央会常務理事
//	小関 克也	静岡県経済産業部就業支援局長

一般財団法人静岡県労働福祉事業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人静岡県労働福祉事業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県民、主として県内の勤労者及びその家族（以下「勤労者等」という。）に対し総合的な福祉事業を行い、もって県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業従業員いこいの家の管理運営に関する事業
- (2) 静岡労政会館の指定管理に関する業務
- (3) 講演会、研修会等県民の文化教養に資する事業
- (4) 健康教室等県民の健康維持増進に資する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき又は担保に供するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の

合计数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人法通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任の限度を2期までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

（1）評議員、理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分、除外又は担保の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- （開催）

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、専務理事が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の日の 5 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選によって選出する。

（決議）

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分、除外又は担保の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者が第 10 条又は第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面により同意の意思表示

示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中から評議員会において選任された議事録署名人 2 名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名

- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐し、業務を分担執行する。

- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない

い。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任の限度を 5 期までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任の限度を 2 期までとする。

3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の実任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、同法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の理事及び監事の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(理事会の種類及び開催)

第 32 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度に 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 11 条の規定についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、静岡県に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第42条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第43条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 委任

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は鈴木孝裕、常務理事は望月勝広とする。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金融機関	価額
定期預金	静岡銀行本店	3,000,000 円

附 則

この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

一般財団法人静岡県労働福祉事業協会

(設立 昭和 37 年 7 月 28 日)

1 令和 8 年度事業計画

県内勤労者の福祉の増進を図るため、宿泊・研修施設の運営等を行う。

(1) 宿泊・研修施設の運営

経営ノウハウを持つ支配人等を中心に、2 か月に 1 回程度、経営戦略会議を開催し、経営分析、課題の抽出及び対応策の検討を行うとともに、新たなキャンペーン等の企画・実施により営業活動の強化を図る。

新たな顧客の誘致に当たっては、ホームページ等を活用した直予約の推進、各種団体との連携及びオンライン予約の拡充に取り組む。

広報及び営業活動に当たっては、報道機関への情報提供、新聞広告、新聞折り込み等を時機や企画内容に応じて実施するとともに、企業団体等への働きかけにより、宿泊及び会議研修の利用促進を図る。

[施設の運営（見込）]

施 設 区 分	おおとり荘 (定員 129 人)
宿 泊 人 員	13,500 人
宿 泊 利 用 率	32.8 %
会 議 研 修 人 員	1,100 人
休 憩 人 員	500 人
収 入 額	239,000 千円

(2) 静岡県労政会館の管理運営

企業、労働団体等との連携・協働による効果的な事業展開を図るとともに、利用者の意見、要望に応じた積極的な修繕を実施するなど、県と連携しながら安全で質の高いサービスを提供する。

積極的な広報等のほか、勤労者を対象とした研修や自主事業などを実施し、会館の利用促進や勤労者福祉の向上を図る。

また、勤務体制や光熱水費の見直し等によって諸経費の節減に努め、効率的な経営を図る。

[労政会館の運営（見込）]

施 設 区 分	沼津労政会館	静岡労政会館	浜松労政会館	計
ホ-ル・会議室利用件数	3,418 件	4,760 件	2,332 件	10,510 件
利 用 率	56.9 %	47.6 %	46.6 %	50.0 %
利 用 料 金 収 入 額	8,000 千円	30,708 千円	14,500 千円	53,208 千円

2 令和8年度予算

収 支 予 算 書

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	389,000	386,957	2,043
事業収益	348,748	346,705	2,043
おとり荘事業収益	239,000	239,000	0
労政会館事業収益	92,388	91,305	1,083
事務局事業収益	17,360	16,400	960
受取寄付金	33,042	33,042	0
受取寄付金振替額	33,042	33,042	0
雑収益	7,210	7,210	0
受取利息	7,210	7,210	0
(2) 経常費用	449,617	409,035	40,582
事業費	401,357	385,435	15,922
給料手当	71,000	72,300	△ 1,300
臨時雇賃金	29,000	28,220	780
賞与引当金繰入額	4,025	4,103	△ 78
退職給付費用	450	500	△ 50
退職給与引当金	10,000	1,000	9,000
福利厚生費	14,250	14,300	△ 50
旅費交通費	845	943	△ 98
通信運搬費	1,300	1,148	152
減価償却費	45,639	45,639	0
消耗品費	6,150	5,120	1,030
修繕費	6,070	6,599	△ 529
印刷製本費	246	246	0
光熱水料費	37,160	35,100	2,060
賃借料	8,015	7,515	500
保険料	3,722	2,422	1,300
租税公課	16,795	16,795	0
支払手数料	23,006	23,000	6
広告宣伝費	9,000	7,560	1,440
支払負担金	800	800	0
委託費	48,680	50,560	△ 1,880
雑材費	16,324	15,685	639
材料費	48,880	45,880	3,000
管理費	48,260	23,600	24,660
役員報酬	400	400	0
給料手当	9,200	9,200	0
賞与引当金繰入額	650	650	0
退職給付費用	15	15	0
退職給与引当金	115	115	0
福利厚生費	900	1,300	△ 400
会議費	60	60	0
旅費交通費	476	476	0
通信運搬費	300	300	0
減価償却費	350	350	0

科 目	当年度	前年度	増減
消 耗 品 費	100	100	0
印 刷 製 本 費	100	100	0
光 熱 水 料 費	6,000	6,000	0
賃 借 料	14	14	0
租 税 公 課	1,500	1,500	0
支 払 手 数 料	200	200	0
支 払 負 担 金	450	450	0
委 託 費	27,000	1,940	25,060
雑 費	430	430	0
当 期 経 常 増 減 額	△ 60,617	△ 22,078	△ 38,539
2 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 60,617	△ 22,078	△ 38,539
一般正味財産期首残高	899,619	921,697	△ 22,078
一般正味財産期末残高	839,002	899,619	△ 60,617
II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
一般正味財産への振替額	△ 33,042	△ 33,042	0
当期指定正味財産増減額	△ 33,042	△ 33,042	0
指定正味財産期首残高	614,696	647,738	△ 33,042
指定正味財産期末残高	581,654	614,696	△ 33,042
III 正 味 財 産 期 末 残 高	1,420,656	1,514,315	△ 93,659

3 令和7年度事業報告

県内勤労者の福祉の増進を図るため、宿泊・研修施設の運営等を行った。

(1) 宿泊・研修施設の運営

協会幹部及びおおとり荘支配人、調理係長等による「経営改革会議」を年4回開催し、経営状況の確認、課題の整理及び改善対応について協議するとともに、企画会議を定期的に行い、ネット予約の拡大及び直予約の促進に向けた具体的な対策を検討した。

新規利用者の獲得に当たっては、近隣の観光施設等と連携した宿泊プランの作成や、「湯巡り物語」の継続実施により、宿泊客の利便性向上及び誘客に努めた。また、企業等の全館貸切会議研修の利用の受注につなげるなど、団体利用の促進を図った。

サービスの充実に当たっては、食事会場の個室化、大宴会場及び中宴会場への椅子機の配置、一部客室の食事会場としての活用などにより、利用環境の向上を図った。

広報・宣伝活動に当たっては、報道機関への情報提供や新聞広告等を時機に応じて実施した。

また、地域イベントへの協賛、地元ブランド食材の活用、児童養護施設の招待、つるし雛の展示等を通じて、地域等との連携を図り、おおとり荘の認知度向上に努めた。

[施設の運営状況]

区 分 \ 施 設	おおとり荘 (定員 129 人)
宿 泊 人 員	13,020 人
宿 泊 利 用 率	39.3 %
会 議 研 修 人 員	1,450 人
休 憩 人 員	378 人
収 入 額	230,065 千円

(2) 静岡県労政会館の管理運営

指定管理者として管理運営に当たり、感染症対策や施設点検を実施するとともに、県と連携しながら安全で適切な施設運営に努めた。

また、利用者ニーズを踏まえた設備改善や利用環境の整備を進め、利便性及びサービスの向上を図った。

利用者の獲得に当たっては、メディア及び情報通信技術等を活用して、労働関係団体や地域企業等へ積極的な情報の発信を行った。

[労政会館の運営]

区 分 \ 施 設	沼津労政会館	静岡労政会館	浜松労政会館	計
ホ-ル・会議室利用件数	2,714 件	4,542 件	2,387 件	9,643 件
利 用 率	45.8 %	46.0 %	47.9 %	46.4 %
利 用 料 金 収 入 額	6,596 千円	28,238 千円	14,240 千円	49,074 千円

4 令和7年度決算

貸借対照表

令和8年3月31日現在(単位:円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	61,618,030	負 債	56,686,601
現 金 ・ 預 金	43,699,748	流 動 負 債	33,322,529
未 収 金	15,301,640	未 払 金	26,761,747
前 払 金	267,696	前 受 金	825,170
棚 卸 商 品	2,348,946	預 り 金	767,651
		賞 与 引 当 金	4,967,961
固 定 資 産	1,088,556,149	固 定 負 債	23,364,072
基 本 財 産	3,000,000	退 職 給 付 引 当 金	6,920,162
定 期 預 金	3,000,000	長 期 未 払 金	503,910
特 定 資 産	486,050,801	長 期 借 払 金	15,940,000
建 物	479,130,603	正 味 財 産	1,093,487,578
機 械 設 備	36	指 定 正 味 財 産	482,130,639
退 職 給 付 引 当 資 産	6,920,162	静 岡 県 出 捐 金	482,130,639
そ の 他 固 定 資 産	599,505,348	指 定 正 味 財 産 合 計	482,130,639
建 物	69,508,615	(うち基本財産への充当額)	3,000,000
機 械 設 備	36,437,608	(うち特定資産への充当額)	479,130,639
構 築 物	1,418,378		
車 両 ・ 運 搬 具	1,058,016	一 般 正 味 財 産	611,356,939
什 器 備 品	40,809,053	基 本 金	1,713,951,953
ソ フ ト ウ ェ ア	1,641,267	静 岡 県 出 捐 金	1,711,609,961
電 話 加 入 権	595,961	寄 付 金	2,341,992
敷 金	100,000	欠 損 金	△ 1,102,595,014
有 価 証 券	447,936,450	当 期 欠 損 金	△ 1,102,595,014
		一 般 正 味 財 産 合 計	611,356,939
		(うち基本財産への充当額)	0
		(うち特定資産への充当額)	6,920,162
合 計	1,150,174,179	合 計	1,150,174,179

(注)その他固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりである。

建物 1,074,845,407円 機械設備 763,710,186円 構築物 26,193,722円

車両・運搬具 11,547,798円 什器備品 63,658,310円 ソフトウェア 5,029,943円 合計 1,944,985,366円

正味財産増減計算書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	373,826,500	364,285,538	9,540,962
事業収益	333,501,001	324,072,630	9,428,371
おとり荘事業収益	230,023,001	233,426,850	△ 3,403,849
労政会館事業収益	87,349,597	79,863,057	7,486,540
事務局事業収益	16,128,403	10,782,723	5,345,680
雑収益	40,325,499	40,212,908	112,591
受取利息	7,283,848	7,171,257	112,591
受取金振替額	33,041,651	33,041,651	0
(2) 経常費用	413,617,181	399,990,216	13,626,965
事業費	391,317,847	377,898,074	13,419,773
給料手当	64,421,106	66,776,939	△ 2,355,833
臨時雇賃金	29,040,161	27,930,416	1,109,745
賞与引当金繰入額	4,280,269	4,127,539	152,730
退職給付費用	3,397,470	1,655,886	1,741,584
福利厚生費	11,982,468	12,531,728	△ 549,260
会議費	6,080	11,940	△ 5,860
旅費交通費	559,612	523,700	35,912
通信運搬費	1,301,314	1,270,534	30,780
減価償却費	45,607,533	45,536,197	71,336
消耗品費	7,861,685	8,007,747	△ 146,062
修繕費	4,383,789	6,506,445	△ 2,122,656
印刷製本費	293,890	288,157	5,733
光熱水料費	35,899,589	35,957,055	△ 57,466
賃借料	8,100,128	7,871,437	228,691
保険料	3,180,082	2,575,694	604,388
租税公課	18,564,720	18,280,995	283,725
支払手数料	26,588,558	23,990,865	2,597,693
広告宣伝費	8,502,437	8,013,878	488,559
支払負担金	829,340	835,500	△ 6,160
委託費	50,662,603	52,817,951	△ 2,155,348
雑費	16,310,486	8,240,262	8,070,224
材料費	49,544,527	44,147,209	5,397,318
管理費	22,299,334	22,092,142	207,192
役員報酬	255,000	325,600	△ 70,600
給料手当	8,849,159	8,735,975	113,184
退職給付費用	81,400	0	81,400
賞与引当金繰入額	687,692	645,706	41,986
福利厚生費	848,402	1,076,283	△ 227,881
会議費	15,575	10,399	5,176
旅費交通費	184,700	176,160	8,540
通信運搬費	191,532	170,148	21,384
減価償却費	371,454	352,675	18,779
消耗品費	91,435	59,796	31,639
修繕費	11,000	0	11,000

科 目	当年度	前年度	増減
印 刷 製 本 費	91,420	95,905	△ 4,485
光 熱 水 料 費	5,490,580	6,053,480	△ 562,900
賃 借 料	12,276	12,276	0
租 税 公 課	1,151,162	1,131,508	19,654
支 払 手 数 料	141,620	155,860	△ 14,240
支 払 負 担 金	485,772	458,073	27,699
委 託 費	3,017,630	2,246,965	770,665
雑 費	321,525	385,333	△ 63,808
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 39,790,681	△ 35,704,678	△ 4,086,003
評 価 損 益 等	△ 37,534,050	△ 36,864,600	△ 669,450
投資有価証券評価損益等	△ 37,534,050	△ 36,864,600	△ 669,450
当 期 経 常 増 減 額	△ 77,324,731	△ 72,569,278	△ 4,755,453
2 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用	76,855	0	76,855
固定資産除却損	76,855	0	76,855
什 器 備 品 除 却 損	76,855	0	76,855
当 期 経 常 外 増 減 額	△ 76,855	0	△ 76,855
当期一般正味財産増減額	△ 77,401,586	△ 72,569,278	△ 4,832,308
一般正味財産期首残高	688,758,525	761,327,803	△ 72,569,278
一般正味財産期末残高	611,356,939	688,758,525	△ 77,401,586
Ⅱ 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
一般正味財産への振替額	△ 33,041,651	△ 33,041,651	0
当期指定正味財産増減額	△ 33,041,651	△ 33,041,651	0
指定正味財産期首残高	515,172,290	548,213,941	△ 33,041,651
指定正味財産期末残高	482,130,639	515,172,290	△ 33,041,651
Ⅲ 正 味 財 産 期 末 残 高	1,093,487,578	1,203,930,815	△ 110,443,237

5 財産目録

令和8年3月31日現在(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
流動資産	61,618,030	
現金・預金	43,699,748	
現金	3,298,351	現金・小口現金
普通預金	40,401,397	静岡銀行ほか
未収金	15,301,640	宿泊料、飲食料ほか
前払金	267,696	
棚卸商品	2,348,946	
固定資産	1,088,556,149	
基本財産	3,000,000	
定期預金	3,000,000	静岡銀行
特定資産	486,050,801	
建物	479,130,603	おおとり荘鉄筋コンクリート造 7階建 4,014㎡ 鉄骨造 2階建 94㎡
機械設備	36	上記施設付属設備
退職給付引当資産	6,920,162	定期預金
その他固定資産	599,505,348	
建物	69,508,615	おおとり荘
機械設備	36,437,608	上記施設付属設備
構築物	1,418,378	造園ほか
車両・運搬具	1,058,016	マイクロバス1台、乗用車3台
什器備品	40,809,053	厨房器具、家具類ほか
ソフトウェア	1,641,267	
電話加入権	595,961	電話架設
敷金	100,000	
有価証券	447,936,450	国債 31,919,550 政府保証債 95,120,000 東京電力社債 81,920,000 東京電力パワーグリッド社債 238,976,900
資産の部計	1,150,174,179	
(負債の部)		
流動負債	33,322,529	
未払金	26,761,747	材料費ほか
前受金	825,170	
預り金	767,651	入湯税ほか
賞与引当金	4,967,961	
固定負債	23,364,072	
退職給付引当金	6,920,162	
長期未払金	503,910	
長期借入金	15,940,000	
負債の部計	56,686,601	
正味財産	1,093,487,578	